

食品表示の適正化に向けた取組みについて

1 概要

平成 25 年秋以降、ホテルやレストラン等でメニュー表示と異なる食材を使用した事案が明らかとなり、「日本の食」に対する国内外の信頼を回復するため、景品表示法が改正された。

また、北陸新幹線金沢開業を契機に多くの観光客が来県している。

このため、県民はもとより観光客のみなさんにも本県の大きな魅力の一つである「食」を安心して楽しんでもらえるよう、改正された景品表示法の内容をわかりやすく解説したリーフレットを作成・配布し、飲食事業者等に対し、景品表示法が規制する食品表示のルールについて、周知し、適正な食品表示の徹底を図っている。

2 事業内容

(1) 食品表示に関する研修会等の開催

- ① 内 容 景品表示法の概要について説明
 - ② 対 象 飲食関係事業者等 約 1,800 人
 - ③ 開催時期 7 月～平成 28 年 2 月（保健所単位で計 13 回開催）
- ※このほか、研修会等の開催の要望があれば、随時、講師を派遣する。

(2) リーフレットの作成・配布

① 内 容

景品表示法による禁止されている不当な表示について具体的な事例を挙げて分かりやすく説明するとともに、改正法により義務付けられた事業者が講ずべき表示等の措置、行政の監視指導体制の強化や今後施行される課徴金制度について解説

② 作成部数 15,000 部

主な配布先

飲食関係団体・事業者、消費者団体、市町 等